## 担当部署: 教育委員会事務局 教育部 中央図書館

処分の概要	指定管理者の指定の取消し等								
例 規 名 根 拠 条 項	東大和市立図書館条例 第12条第1項								
例規番号	昭和52年条例第11号								

## 【基準】

第12条の規定による。

(指定の取消し等)

- 第12条 教育委員会は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当する場合は、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じることができる。
  - (1) 業務又は経理の状況に関する教育委員会の指示に従わないとき。
  - (2) 第8条第3項各号のいずれかに該当したとき、又は同条第4項に規定する基準を満たさなくなったとき。
  - (3) 第10条第1項に規定する管理の基準を遵守しないとき。
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるとき。
- 2 教育委員会は、前項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、遅滞なくその旨を公告するものとする。

MH , 42
---------

設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年	月	日	

## 担当部署: 教育委員会事務局 教育部 中央図書館

処分の概要	視聴覚室等の利用承認の取消し等								
例 規 名 根 拠 条 項	東大和市立図書館条例施行規則 第10条								
例 規 番 号	昭和58年教育委員会規則第4号								

## 【基準】

第10条の規定による。

(視聴覚室等の利用の制限)

- 第10条 中央館長は、視聴覚室等の利用について、次の各号のいずれかに該当するときは、その利用条件を変更し、又は利用を停止し、若しくは利用の承認を取り消すことができる。
  - (1) 利用者が条例又はこの規則に違反したとき。
  - (2) 利用の目的又は利用承認条件に違反したとき。
  - (3) 災害その他の事故により、利用できなくなつたとき。
  - (4) 前3号に掲げるもののほか管理運営上特に必要があるとき。

備考																
								<u>.</u>								
設 定	年	月	日	ŕ	和 4 年	<b>F4月</b>	1 目		最終逐	<b>変更年</b>	月日	左	F	月	日	